

「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」

1 遺体の取扱いに対する心得

(1) 死者に対する礼と適切な取扱い

混乱した現場においては、ともすれば遺族感情を考慮せず、死者に対する礼を失し、事務的な取扱いになりがちとなるため、衆人環視の中にあっても、冷静・沈着に対応し、適切な取扱いを常に念頭において行動する。

(2) 遺体の取扱い

ア 遺体の発見、通報

(ア) 所轄警察署又は直近の警察官は、災害現場から遺体を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに対応する。

(イ) 市町村長は、検視・検案を経ずに埋・火葬することを防ぐため、死亡者を取扱った者に対し、必ず警察に通報し、検視・検案を受けさせることを徹底する措置を講ずるものとする。

イ 遺体の検視・検案

(ア) 自然災害によって生じた遺体の検視は、警察が行なう。

(イ) 検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が警察の協力を得て行なう。

(ウ) 市町村長は、検視・検案終了後、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行なう。

ウ 遺体の収容

(ア) 市町村長は、所轄警察署と協議し、予め適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視・検案及び遺族等への引渡し等の実施のための施設を選定のうえ指定する。

(イ) 市町村長は、捜索により収容された遺体を遺体収容（安置）所に搬入する。この場合、遺体を搬入した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察に引継ぎを行う。

(ウ) 市町村長は、引継ぎを行なった後の遺体について、警察の指示を受けて定められた検視・検案会場へ遺体を、関係書類を受領のうえ搬送する。

(エ) 市町村長は、検案の終了した遺体について、「遺体処理票」及び「埋・火葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。

エ 身元確認

(ア) 市町村長は、警察、地元自治会・町内会等と協力して、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮

影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品等を保管する。

- (イ) 警察は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県警察協力歯科医等への協力要請を行なう。

オ 遺体の引渡し

- (ア) 警察は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡す。

この際、市町村長は警察が行なう遺体の引渡し作業に協力する。

当該遺体について身元の確認ができない場合は、市町村長に引き渡す。

- (イ) 市町村長は、遺体の検視及び検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。
- (ウ) 市町村長は、遺族等の引取り者がいない場合は、火葬し、焼骨を仮収蔵する。

(3) 資機材の調達等

市町村長は、警察、県、他市町村等と協議し必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情等を考慮して、生花、焼香台等についても配慮する。

(4) 広報

市町村長は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、ミスリードすることなく統一的に行なうものとする。

2 遺体適正処理ガイドライン

このガイドラインは、災害発生時における遺体の保存、管理等を適切に行い、公衆衛生上の危害発生を防止するとともに、遺族、被災住民等の心情を十分に配慮し対応することを目的として、市町村の行政担当者等が留意すべき注意事項等を取りまとめたものである。

(1) 遺体への配慮（基本的事項）

ア 「死体」と「遺体」とは客観的に異なるのではなく、それに臨む態度、心情が異なり、すでに「いのち」は失ってはいても、そこに確かに生きた「いのち」があったことへの尊敬があるのが遺体である。

イ 遺体を扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊敬の対象である遺体として常に礼が失われることのないよう細心の注意を払うとともに、遺族等に冷たい印象を与えないように配慮すること。

ウ 遺体から体液や血液が漏出しているにもかかわらず、素手で遺体を扱うこと

が遺体を大切に扱うことだという誤った考え方をしないこと。

エ 遺体の措置にあたっては、環境汚染及び衛生に細心の注意を払い、可能な限り浸透性のない白衣等を着用すること。

オ 遺体は、公衆衛生上必ずしも安全とは言えないので、衛生的な保管に留意すること。

カ 遺体は感染症を保持している可能性（B型肝炎等の感染）もあるものとして、次の点に留意する必要がある。

(ア) 使い捨てのマスクと使い捨てのゴム手袋を着用すること。

(イ) 手指に傷のある場合には手袋を二重にすること。

(ウ) 扱い後はうがいをし、流水で手をよく洗い、消毒用アルコール等で消毒すること。

(エ) 遺体を移送する際には、使い捨てシートを使用し、胸を圧迫しないように優しく包んで運ぶように注意すること。

(オ) 法定伝染病等伝染性疾患の可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に扱うこと。

〈参考〉病院等で行われている死後の措置は概ね次のとおりである。

【目的】 遺体を清潔にし、死によっておこる外観の変化を美しく整える。

【必要物品】 死後の処置セット、専用洗面器、化粧セット、カミソリ、ハサミ、膿盆、微温湯（必要時塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）等の消毒液）、タオル2枚、着替え、便尿器または紙オムツ、ビニール袋、シート2枚、枕カバー、予防衣、マスク（必要時）等
※必要により、縫合トレイ、ガーゼ、絆創膏、救急絆、ベンジン綿 等

【死後の措置】

- ① 顔を横に向け、膿盆をあて、心窩部を圧迫し胃の内容物を出す。
- ② 口鼻腔より分泌物の吸引を行う。
- ③ 便器を挿入し、腹部を圧迫し、直腸・膀胱の内容物を出す。
- ④ 全身を温湯又は消毒液で清拭し、鼻→口→耳→肛門→膣の順序で箸で綿を詰める。
- ⑤ 包帯を施した創がある場合は、包帯などを交換する。
- ⑥ 着物を左前に合せ、ヒモはたて結びにする。
- ⑦ 髪をとかし、男性はひげを剃る。女性の場合は薄化粧をする。爪がのびている場合は切る。
- ⑧ 手を前胸部で組ませるか、又は、合掌させる。手が離れる場合は包帯で固定する。
- ⑨ 白布で顔をおおい、身体にはシートをかける。
- ⑩ 遺族に処置の終了したことを告げる。

【注意事項】

- ① 死後2～3時間経過すると死後硬直が始まるが、硬直した遺体の処置は難しい場合もある。
- ② 下顎が下がっている場合は、頭頂部～下顎を包帯で固定する。眼瞼が閉じない場合は、眼瞼と眼球の間に柔らかい紙小片を入れて閉じる。
- ③ 遺族等が判明している場合、遺体の宗教上の習慣等については遺族に相談する。
- ④ 遺族等が判明している場合、処置への参加の希望を遺族に確認する。
- ⑤ 検視がすむまでは、死亡時の状態を維持しておくこと。検視後に死後の処置を行う。

(2) 遺族への配慮（基本的事項）

ア 遺族にとって、特に火葬前の遺体は家族・親族そのものであり、死亡したとはいっても必ずしもそれをまだ本心から納得したとは言えない状態にある。

イ 災害時における遺族の心の中は相当な混乱を来たしていると推察されるため、遺族の気持ちを配慮して言動等については細心の注意をもって対応すること。また、間違っても感情的なトラブルをおこさないよう注意すること。

〈参考〉

遺族の心情は、火葬を境に大きく変化すると言われている。火葬の日取りが決まらなると遺体の変貌に対する恐怖心、不安な気持ちが強くなり、いざ火葬が行われようとするとう失うという恐怖感、淋しさによって支配される。そして火葬が終わると、恐怖心はなくなるが、もう会うことができないという諦めに心が支配されるが、悲しみが深く心の底に沈殿している状態に近く、悲しみが無くなったわけではない。

ウ 遺族は悲嘆の状況下にあるが、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて専門家（ケースワーカー等）に対応を依頼する必要がある。

エ 遺体収容・安置施設等で従事する関係者にあっては、すべてにおいて公平な扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱い等を通じて知り得た故人、家族等の情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。

(3) その他基本的事項

ア 棺、ドライアイス等の確保は迅速に行うとともに、関係機関等との情報交換を十分に行い、発注が重複しないよう注意すること。とくに自治体窓口の一本化は必須である。

イ 被害状況によっては個々の遺体収容・安置施設へ直接配送することが難しい場合も想定して、運搬計画を定めること。

ウ 火葬にあたっては、実施火葬場、遺族及び葬祭業者との連絡調整を円滑に行い、速やかな火葬が行えるよう配慮すること。

エ ボランティアとして地元自治会等に依頼する場合もあると思われるので、ボランティア活動時における不慮の事故等に対する補償（ボランティア保険等）について事前に検討しておく必要がある。

(4) 遺体の収容・安置施設開設における注意事項

ア 開設場所の選定等

- (ア) 遺体の収容・安置施設の開設場所は、事前に防災計画等において予定地を選定しておく必要がある。
- (イ) やむを得ず事前に定められた以外の場所に遺体収容施設を開設する場合であっても、避難住民の感情及び避難生活への影響を配慮し、避難所内に開設することは避けること。
- (ウ) 遺体の収容・安置施設の開設場所としては、公共施設のほか寺院、神社等が想定されるが、初期段階においては、遺体の収容・安置施設のみならず避難所の実態把握等は困難を究められると思われる。
- (エ) 遺体の収容・安置施設は遺族関係者の出入りも多くなるため、交通の便を配慮するとともに、電話、便所等の設備も不可欠である。
- (オ) 遺体（棺）を収容・安置するにあたっては、遺族の通路等として適当な間隔を確保する必要がある、さらに、身元が確認できた遺体の安置スペースが別に確保できることが望ましい。
- (カ) 遺体の収容・安置施設には、遺体収容・安置スペースと併せて棺の組み立てやドライアイス等の用品ストックのためのスペースも必要である。なお、棺組立て室は遺族の感情を配慮し、収容・安置スペースと区分することが望ましい。
- (キ) 遺体の収容・安置施設の設営、棺組立て等にあたっては、葬祭業関係者等の協力が不可欠と思われる。
- (ク) 遺体の収容施設（検視会場）として想定される内部配置は別紙のとおり。

イ 必要物品・用具

- (ア) 必要物品・用具としては、次のものが必要と思われる。
 - ・納体袋 ・木棺（厚さ6～8分が一般的） ・白地の布 ・番号用木札
 - ・ドライアイス ・金づち、釘 ・厚いビニールシート ・情報伝達用の筆記用具 ・カメラ（フィルム） ・照明用発電機 ・投光機 ・バケツ
 - ・担架 ・搬出用ロープ ・毛布 ・脚立 等
- ※ ローソク、線香については火災の心配があるため、原則として使用しないことが望ましい。
- ※ 位牌（三段）、棺用ふとん（まくら付）、仏衣、数珠、三具足、経机等については、無宗教的対応を原則とすることから基本的には不要と思われる。

〈参考〉

棺の種類は大きく分けて、①天然木棺、②フラッシュ棺、③布張棺の三種類があり、また、サイズとしては「成人用」と「子供用」とに大きく分かれ、さらに成人用はいくつかのサイズに分かれるが、メーカーによって必ずしも統一されていない。

なお、一応の目安として、棺の外寸は長さ180cm×幅48cm×高さ41cmである。

棺の種類（寸法、特に奥行）によっては、火葬炉に入らないものもあるので火葬場と連絡を密にすること。

ウ その他

- (ア) 遺体の収容・安置施設内等における遺体の扱い等は無宗教的な対応を原則とすることが望ましい。
- (イ) 遺体の収容・安置施設の所在地、名称、収容能力や収容した遺体に関する情報等について、広報、掲示板等を活用して関係者、住民等に周知徹底すること。
- (ウ) 所持品等は遺体の氏名等を記載したビニール袋に入れ、当該遺体の周囲（棺の上）に保管すること。
- (エ) 棺に副葬品を入れる場合は、火葬の際に爆発するおそれのあるもの（ガスライター等）、燃えないもの（メガネ等）、遺骨を傷つけるおそれのあるもの（ゴルフボール等）、遺骨を着色するおそれのあるもの（果物等）は、避けること。

(5) 遺体安置における注意事項

ア 遺体の保管

- (ア) 検視・検案の終了した遺体は納棺（納体袋に納めた後、納棺することが望ましい。）し、安置スペースに保管する。
- (イ) 遺体の保管にあたっては木札等を用いて、遺体の身元が識別（番号等）できるようにすること。
- (ウ) ドライアイスは、遺体の腐敗の進行を遅延させるために必要不可欠であるが、ドライアイスは新聞紙、タオルなどに包み、手で直接扱うと皮膚が傷つくため軍手等を使用して扱うこと。
- (エ) 遺体は胃や腸の腐敗が早く、腐敗ガスを発生させるため、胸から腹部まで（喉元から下腹部）がポイントである。なお、ドライアイスはほとんど直下にしか効果がないことに留意すること。
- (オ) ドライアイスは遺族にとって気持ちのいいものではないため、直接目に触れぬようタオルやシートで見えなくすることが望ましい。
- (カ) 棺に収められた1遺体当たりのドライアイス必要量は、一般的には10kg/日であるが、最初に20kgを使用して凍らせると効果的である。夏場の使用量は

30kg/日が大まかな目安であるが、遺体の状態、天候等を考慮して加減する必要がある。

- (キ) ドライアイスを大量に使用する必要がある場合は、換気に十分配慮すること。
- (ク) 遺体の洗浄、縫合、消毒等は識別、確認のために不可欠であるが、その場合、周辺環境等への微生物汚染等に注意し、必要に応じて消毒等を行うこと。
- (ケ) 遺体の洗浄等の作業は、遺族の感情等を配慮し、遺族の目にふれないことが望ましい。

イ 遺体の識別

- (ア) 遺体の所持品等（遺体の損傷が激しい場合にあっては着衣等）は、遺体からはずしてビニール袋に詰め、当該遺体の棺の上に乗せ、身元判明のための識別資料とすることが望ましい。
- (イ) 身元の判明しない遺体については、後日、住民（遺族）からの照会に対する処り所の1つとして、遺体の写真も重要な手掛かりである。
- (ウ) 棺の上に置く番号札及び遺体の所持品等のビニール袋の番号は、納棺されている遺体の番号と一致すること。

ウ その他

- (ア) 遺族等に対して、火葬等に係る事務手続き方法を周知徹底するため、火葬等相談窓口を設置すること。
- (イ) 火葬希望者に対する火葬場の受付、火葬日時決定等に係る指示については混乱を避けるため、文書で行うことが望ましい。
- (ウ) 遺体がどのような感染症にかかっていたのか不明であるので、遺体の洗浄等に使用した布等については、環境汚染等が生じないよう他の廃棄物と区別して収集し、焼却等適切な処分を行うこと。

(6) 遺体引渡しにおける注意事項

- ア 被災市町村が遺体を搬送することに同意が得られず、遺族が直接火葬場へ搬入等する場合は、埋火葬許可証、死体検案書等の必要書類を紛失しないよう注意を促すこと。
- イ 遺族だけで遺体を扱う場合は、遺体の収容・安置施設等における遵守事項等を遺族に伝え、公衆衛生上の危害の発生防止等に留意するよう注意を促すこと。
- ウ 遺体の腐敗を防止するためドライアイス等の補充に留意し、すみやかに火葬等を行うよう伝えること。
- エ 葬祭業者に任せる場合は、保管方法、搬送等について葬祭業者と事前によく相談するよう助言すること。
- オ 状況によっては合同葬儀等が開催される場合もあるので、遺体の引き渡し時において遺族等の連絡先等（合同葬儀開催が予想される場合は参加希望の有無等）の確認を行うことも必要である。

(7) 棺（遺体）の搬送における注意事項

ア 棺（遺体）の搬送にあたっては、遺族の心情等を考慮すると霊柩車等の専用車を用いることが望ましい。

イ 棺の運搬等において、霊柩車等への棺の上げ下ろし等に少なくとも数名の人員確保（搬送担当者とは別に）が必要であることを留意すること。

ウ 長距離の棺（遺体）搬送にあたっては、ドライアイス等の補充に留意すること。

エ 火葬を行うための棺（遺体）の搬送は、搬送先の火葬場の予約時間前に到着できるだけの余裕をもって出発すること。

オ 遺族の心情を考えるとやむを得ないケースもあるが、火葬の順番を多くの遺族が待っていることを考慮し、棺（遺体）搬送における同行者は必要最小限とする必要がある。

(8) 火葬場搬入における注意事項

ア 火葬場への棺（遺体）搬入計画の策定にあたっては、応援受入火葬場、遺族、葬祭関係業者等と日時等について十分な連絡調整、連携を図ること。

イ 火葬場における同行遺族等の簡易宿泊場所、待機所（休憩所）、遺骨の引渡し場所等の有無、骨つぼの確保、遺族による最後の立ち会いや拾骨の制限等について、応援受入火葬場と十分な連絡調整を行い、対応の可否、状況把握等に努めること。

ウ また、火葬前又は拾骨後に読経等を依頼する遺族も多いことから、火葬場における読経所等の設置の可否についても、必要に応じて応援受入火葬場と調整を図ること。

エ 遺族等に火葬許可書等の必要書類の持参を忘れないよう注意を喚起すること。

オ 火葬場における所要時間としては、1 棺（遺体）当たり 1 時間30分から 2 時間が見込まれる。